

# 市税課からのお知らせ

## 市・県民税 前年所得の申告はお済みですか？

所得の申告は、各種税・保険料等の算定資料となります。未申告のままでは、主に次の事項に影響があらわれます。

- 市民税・県民税の非課税の判定
- 国民健康保険税の軽減の判定
- 後期高齢者医療保険料の軽減の判定
- 高額療養費の限度額の算定
- 児童手当、就学支援金等各給付等

※未申告の方は、所得の有無にかかわらず速やかに申告してください。

※令和5年5月2日時点で未申告の方には、勸奨ハガキを発送しています。

### 令和5年5月22日から令和5年度市・県民税所得・課税証明書(令和4年中所得証明書)を発行します

#### 発行に必要なもの

- 1 発行手数料1部300円
- 2 本人確認書類  
(顔写真つきの場合は1点確認、顔写真なしの場合は2点確認)
- 3 委任状(代理申請の場合)

※コンビニ等に設置しているキオスク端末(マルチコピー機)および本庁、各総合支所に設置している証明書自動交付機でも発行できますので、ぜひご利用ください。(手数料200円)なお、自動交付機等での証明書発行にはマイナンバーカードが必要です。

※令和5年1月2日以後にたつの市へ転入された方は、前住所地での発行となります。

※コンビニでの証明書発行は午前6時30分から可能となります。これに伴い、令和4年度(令和3年中)の所得・課税証明書についてはコンビニでは取得できなくなります。

### 令和5年度から適用される税制改正

#### 住宅ローン控除の延長

住宅ローン控除の適用期間が4年延長(令和4年1月1日から令和7年12月31日までに入居した方が対象)となります。

また、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額については、所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)の範囲内で市・県民税から控除されます。

なお、控除期間について、一定の省エネ基準を満たす新築住宅等に令和4年から令和7年までに入居した場合は13年間、その他の新築住宅に令和4年または令和5年に入居した場合は13年間、令和6年または令和7年に入居した場合は10年間となり、既存住宅に令和4年から令和7年までに入居した場合は10年間となります。

#### 民法改正に伴う市・県民税の非課税判定における未成年者の年齢の見直し

民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度から、その年の賦課期日(1月1日)時点で18歳または19歳の方は、市・県民税の課税・非課税の判定における未成年にはあたらないこととなります。

未成年者は前年中の合計所得金額が135万円以下の場合には課税されませんが、未成年者にあたらぬ方は、前年中の合計所得金額が38万円(扶養家族がいる場合は異なる)を超える場合は課税されます。

#### セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品の範囲を見直し、適用期間が5年延長(令和8年12月31日)となります。

※税制改正の詳細は市ホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

▶市税課市民税係(☎64・3145)



### 女性活躍支援補助金の交付団体を募集



女性が中心に活動する団体が実施する新たな事業に対し、補助金を交付します。

- 対象** 市内に活動拠点がある次の全てを満たす女性グループ
- 代表者が女性であること
  - 構成員の半数以上が女性であること
  - 構成員5名以上
- 補助金** 女性活躍のための事業費に、1年間3万円を上限に補助(最長3年間)
- ※新規で設立する団体は、1年目のみ5万円を補助
  - ※事前の申し込みが必要です。補助件数には限りがありますので、お早めにお申し込みください。

**申込・問い合わせ先** 人権推進課(☎64・3151)



### 市街化調整区域にある住宅や建物が活用しやすくなります

令和5年4月から市街化調整区域内の住宅や建物が活用しやすくなる基準の運用がスタートしました。運用基準の主な概要については、下記のとおりです。用途変更には都市計画法に基づく県の許可が必要になります。詳細については、都市計画課へお問い合わせください。

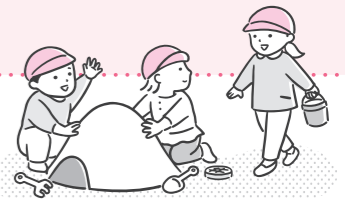
▶都市計画課(☎64・3223)

	対象となる建築物	変更できる用途	主な要件
住宅への用途変更	適法に建築された後、10年以上経過した戸建ての専用住宅 ※用途変更の申請時に違法でないこと	戸建住宅 (居住者の限定なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>増改築を伴う場合は、延床面積が280㎡以下または従前の延床面積を超えないこと</li> <li>建替え可</li> </ul>
地域創生のための用途変更	適法に建築された後、10年以上経過した延床面積200㎡以下の建築物 ※用途変更の申請時に違法でないこと	たつの市まち未来創生戦略に記載する目標の達成に資する用途と市長が認めたもの ※用途の一例(カフェ、直売所、テレワーク施設、福祉サービス施設等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>増改築を伴う場合は、従前の延床面積の1.5倍以下とすること。</li> <li>許可後10年間は、建替え不可</li> <li>市土地利用計画に適合すること</li> </ul>



### 「わくわく体験(オープン保育)」を開催

市内の「保育所(園)」「認定こども園」の生活や遊びの様子を知っていただくために、「わくわく体験(オープン保育)」を開催します。



**[6月の予定]** 10時~11時

園名	電話番号	日程	所在地
あそびの丘(私立)	☎72・8825	6月1日(木)	揖西町小畑541-1
新宮こども園(公立)	☎75・4185	6月6日(火)	新宮町新宮430-1
西楽保育園(私立)	☎65・1860	6月14日(水)	神岡町東鶯崎92-2
龍野こども園(公立)	☎62・0392	6月16日(金)	龍野町上霞城130
西栗栖こども園(公立)	☎78・0813	6月20日(火)	新宮町鍛冶屋77
神岡保育所(公立)	☎65・1193	6月21日(水)	神岡町田中668-2
龍野太陽保育園(私立)	☎67・1351	6月23日(金)	揖保町今市334-1
岩見保育所(私立)	☎322・3657	6月27日(火)	御津町岩見1462
まあや学園(私立)	☎72・4630	6月30日(金)	揖保川町二塚385-1

**内容** 施設見学、生活・遊びの見学など(現地集合・現地解散)  
※大人のみの参加も可 ※上履き持参(お子さんも可能であればご準備ください)

**申込方法** 申込書を幼児教育課もしくは各総合支所地域振興課へ提出、または電子申請でお申し込みください。  
※申込書は幼児教育課および各総合支所地域振興課に設置しています。

電子申請はこちら



▶幼児教育課(☎64・3126)